

# キラリふくしま介護賞実施要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、介護人材の確保・育成・定着と介護職のイメージアップに向け、福島県（以下「県」という。）内の介護施設等に勤務する介護職員の仕事に対するやりがいやモチベーション、さらには職場定着率の向上を目的に、他の介護職員や介護職を目指す学生等の目標や憧れとなる働き方を実践している介護職員及び介護職員の労働環境・処遇改善等について優れた取組を行っている介護施設等を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

## (名 称)

第2条 この表彰の名称は、キラリふくしま介護賞（以下「介護賞」という。）とする。  
（表彰の種類及び対象者）

第3条 介護賞は、介護職員表彰及び介護施設表彰の2種類とし、対象者はそれぞれ次の各号の全てに該当する者（過去に介護賞を受賞した者を除く。）とする。

### 1 介護職員表彰

- (1) 別表1の県内の施設及び事業所（以下「施設等」という。）に勤務しており、介護職としての従事年数が当該年度4月1日現在で5年以上10年未満の者（管理者の立場にある者を除く。）。
- (2) 介護福祉士の資格を有する者又は介護職員実務者研修若しくは介護職員初任者研修を修了した者（同等の研修を修了した者も含む。）。
- (3) 次の全てに該当する者
  - ア 利用者やその家族に対する対応が優れている。
  - イ 新人職員や後輩職員への指導及び助言に積極的に携わっている。
  - ウ 職員同士のチームワーク向上に貢献している。
  - エ 介護の仕事に積極的に取り組んでいる。
- (4) 次のいずれかに該当する者は選定しない。
  - ア 破産の宣告を受け復権しない者
  - イ 罰金以上の刑に処せられ、その刑の言渡しの効力が消滅していない者
  - ウ その他表彰するにふさわしくない行為があった者

### 2 介護施設表彰

- (1) 労働環境及び処遇の改善（働きやすい、働きがいのある、働き続けたい職場づくり）等について、次のアからキまでの観点で、優れた取組を行っているとは判断される施設等
  - ア 継続性（一過性のものではなく継続的な取組）
  - イ 独自性（先行事例に工夫を加えた取組）
  - ウ 先進性（介護を取り巻く環境の変化を見据えた取組）
  - エ 展開性（多くの施設等への横展開が期待できる取組）
  - オ 模範性（他の施設等において模範となる取組）
  - カ 一体性・全体性（職員全員に取組の意図や内容が浸透している取組）
  - キ 実績・成果（必要に応じ取組内容の見直しが行われ、働きやすく働きがいのある職場づくり、職員の入職増及び定着、利用者の満足度の向上につながっている取組）

(2) 次のいずれかに該当する施設等は原則として選定しない。

ア 過去3年以内に介護保険法に基づく行政処分を受けた施設等

イ 過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表された施設等

(被表彰候補者の推薦等)

第4条 介護職員表彰においては、施設等の管理者が前条の対象者に該当する者の中から被表彰候補者を1名推薦する。なお、介護施設表彰においては推薦は求めないが、1施設等につき1取組の応募とする。

(選考委員会)

第5条 県は、介護賞の被表彰者を選考するため、表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の組織及び運営は別に定める。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、選考委員会で選考された被表彰候補者の中から知事が決定する。

(選考結果通知)

第7条 県は、応募のあった施設等に対し、選考結果を文書で通知する。

(被表彰者の数)

第8条 被表彰者の数は、介護職員表彰については30名以内、介護施設表彰については5施設等以内とする。

(表彰の方法)

第9条 介護賞の表彰は、知事名の表彰状及び副賞の授与により行う。

(被表彰者の活動等)

第10条 被表彰者は、研修講師等その職務上必要とされる場合において、当該年度の介護賞受賞者である旨を標榜することができる。また、被表彰者は、県が実施する介護賞のPR活動等に参加できるものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1（第3条第1項第1号関係）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第五条の二、第五条の三、第二十九条並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第八条に定義された施設及び事業所
---

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。